

平成 25 年 2 月 13 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における
被保険者の保険料（税）の減免措置に対する財政支援の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における被保険者に係る国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）については、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（平成 24 年 6 月 26 日付け保国発 0626 第 1 号）及び「平成 24 年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成 24 年 6 月 25 日付け保高発 0625 第 1 号）において示した保険料（税）の減免基準（以下「平成 24 年度減免基準」という。）に基づいて行う減免措置に対し、財政支援することとしています。今般、財政支援する期間を下記のとおり延長することを予定していますので、貴管下保険者及び関係団体への周知等よろしく願います。

なお、財政支援の具体的内容については、別途通知する予定です。

記

1 平成 25 年度相当分の保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

避難指示等対象地域（※ 1）の被保険者（※ 2）の平成 25 年度相当分の保険料（税）額であって、平成 26 年 3 月 31 日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものの全額について、別途通知する平成 24 年度減免基準に準じた基準に基づいて行う減免措置に対し、平成 25 年度において、平成 25 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

2 平成 24 年度相当分の保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

避難指示等対象地域（※1）の被保険者（※2）に対して、平成 24 年度減免基準に基づいて行う平成 24 年度相当分の保険料（税）の減免については、平成 25 年 4 月 1 日までの間に納期限が設定されているものを対象とすることとしているが、平成 24 年度末に資格を取得したこと等により平成 25 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を平成 25 年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む。）

（※2）東日本大震災発生後に、他市町村（特別区を含む。）へ転出した被保険者を含む。